

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
有限会社 松原組	代表取締役 松原 一夫	安来市安来町 811-6	令和7年10月31日～ 令和7年12月1日

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は市が発注した「汚水桝設置工事(その2)」の施工において、令和7年8月27日、確認不十分により埋設通信ケーブルを破損し通信障害を発生させた。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱第6条に基づき別表第1第5号に該当するため指名停止を行う。

なお、指名停止措置の期間は1月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第1 第5号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内 (故意又は重過失の場合、2月以上)